

令和7年3月25日

株式会社ミタカ 一般事業主行動計画

社員が仕事と家庭を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくり、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和 7年6月1日から令和 12年5月31日までの5年間

2、内 容

目 標 1 所定外労働時間短縮するため毎週火曜日、金曜日を「NO 残業日」と設定する

〈対策〉（雇用環境の整備）

●令和 7年6月1日 PR内容の検討

●令和 7年6月5日 社内会議及び社内報でPR実施

目 標 2 年次有給休暇の取得促進のため社内PR

〈対策〉（雇用環境の整備）

●令和 7年6月1日 PR内容の検討

●令和 7年6月5日 社内会議及び社内報でPR実施

目 標 3 毎月の労働日数を短縮するため第二、第四土曜日を休日とする

〈対策〉（雇用環境の整備）

●令和 7年6月1日 PR内容の検討

●令和 7年6月5日 社内会議及び社内報でPR実施

以 上